

【問 5】正 (○), 誤 (×) を判断し, 誤りなら理由を簡単に記載し, 併せて内容や授業等の感想を記載

- 1 【○】著作権の侵害を受けた者は、侵害をした者に対して、「侵害行為の停止」を求めることができ、また侵害のおそれがある場合には、「予防措置」を求めることができる。  
【解説】侵害行為の停止又は予防、すなわち差止請求は 112 条に規定
- 2 【×】作曲家甲は、その音楽の著作物について、著作権のすべてを乙に譲渡したとしても、甲自身が公開のステージで満員の聴衆を前にしてその音楽の著作物を演奏することに対して、乙から差止請求を受けることはない。【解説】著作権は創作時点では著作者に帰属するが、この権利は譲渡することができ、譲渡した後は著作者に著作権はなく、演奏する権利もない。【更問】112 条に著作者が著作権者と並列して記載されているがこの意味は。
- 3 【○】著作権法では、共有著作権の行使は、共有者全員の合意がなければできないことになっているが、侵害訴訟等の場合は共有者の各人が単独でもできる。【解説】117 条：共同著作物等の権利侵害
- 4 【○】会社からの指示で、会社の属する団体主催の研修会で講師をやるため、職務として講習テキストを作成し、そのテキストが団体名で公表された場合、テキストの著作者は私である。【解説】職務著作の要件である会社名で公表の要件を満たさず個人となる。15 条 なお、間に契約等の規定が明示されていないが、問のポイントは公表が会社名でなく団体名の場合であるから、契約等はないとして答える。
- 5 【×】気に入ったホームページがあったのでリンクを張ろうとしたら「リンクを張るには当方の許諾が必要です」との文言があった場合、無視して無断でリンクを張ることは、著作権侵害となることがある。【解説】リンクはホームページへの案内であり、URL を表示するのみで何等著作物自体を利用していない。
- 6 【○】機関車が好きで機関車の写真をある雑誌に掲載したが、ある人が、私その人の作品を真似たという理由で苦情を言ってきた。確認したところ、確かにその人の写真とそっくりだったが、間違いなく私の作品は私が撮影したものであるから、このような場合には著作権侵害とならない。【解説】プロが撮影した写真を真似してその現場に行き同じような写真を撮っても著作権侵害となるものではない。廃墟写真事件、参考：西瓜写真事件
- 7 【×】美術館が、絵画の贋作を展示する行為は、たとえ美術館が贋作と知らなかったとしても、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。【解説】絵画の展示権は原作品を展示する権利で複製物に及ばない。この場合、複製権の侵害にはなる。
- 8 【×】映画のために作曲された映画音楽の著作権は、当該映画の著作物の著作権存続期間の満了と同時に、消滅する。【解説】映画の中での使用の権利が映画と共に消滅するが、音楽自体としては、独立した著作物としての権利期間保護される。
- 9 【○】株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた場合、社長室長は同一性保持権を有しない。【解説】社長室長の業務としてあいさつ原稿を書いたものであり、この原稿を公表するとしたら会社名で室長名ということはないから、職務著作となり、著作者は会社である。
- 10 【×】観光ビザにより我が国に滞在した外国人は、雇用契約により会社において労務として図画を作成した場合でも、著作者となる。【解説】会社の従業員であることは、形式上ではなく、実質的に会社の指揮命令系統に属して対価をもらって著作物を作成したかが重要である。RGB 事件